

1 丁

省務本籍

年

月

日

事

項

庁

名

出生地

氏名

松尾

邦弘

まつおくにひろ

現住所

出生年月日

昭和一七年九月一三日

四〇九二五

司法試験第二次試験合格

司法試験管理委員会

四一三

東京大学法学部卒業

四二四

司法修習生を命ずる

四三一

司法修習生の修習終了

四四五

検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する

四四二

鉋路地方検察庁検事に配置換する

四五三

東京地方検察庁検察官事務取扱を命ずる

四五四

千葉地方検察庁検察官事務取扱を命ずる

四五五

東京地方検察庁検察官事務取扱を免ずる

四五六

事務取扱の期間は昭和四七年一月二六日までとする

四六七

千葉地方検察庁検察官事務取扱を命ずる

四七一

東京地方検察庁検察官事務取扱を免ずる

四八二

事務取扱の期間は昭和四七年一月二六日までとする

東京高等検察庁

法務省

最高検察庁

法務省

最高裁判所

松尾邦弘

年月日

項

名

昭和四七

三二三

前橋地方検察官事務取扱を命ずる

事務取扱の期間は昭和四七年四月二一日までとする

東京高等検察庁

省務

〃

四二二

前橋地方検察官事務取扱を命ずる

事務取扱の期間は昭和四七年五月一一日までとする

東京高等検察庁

法務

〃

四八

長野地方検察官事務取扱を命ずる

東京地方検察官事務取扱を命ずる

東京高等検察庁

法務

〃

四九

東京地方検察官事務取扱を命ずる

東京高等検察庁

法務

〃

五一

東京地方検察官事務取扱を命ずる

東京高等検察庁

五〇

五二七

東京地方検察官事務取扱を命ずる

東京高等検察庁

五一

七二〇

東京地方検察官事務取扱を免ずる

東京高等検察庁

五二

八二〇

アメリカ合衆国へ出張を命ずる

東京高等検察庁

五三

一一一

出張期間は昭和五〇年九月一〇日から昭和五一年一月二二七日までとする

東京高等検察庁

五四

一二〇

東京地方検察官事務取扱を命ずる

東京高等検察庁

五五

二二五

東京地方検察官事務取扱を免ずる

東京高等検察庁

五六

二二〇

東京地方検察官事務取扱を免ずる

東京高等検察庁

五六

二二三

東京地方検察官事務取扱を命ぜる

東京高等検察庁

2丁

五七

二二四

法務事務官（法務省刑事局付）に併任する

法務省

4 丁

法務省						年 月 日	事 項	國 税 庁 名
						昭和六〇 六一	三 九	二五 一
						大蔵事務官（国税庁調査监察部）に併任する かねて法務省刑事局総務課国際犯罪対策室長に充てる かねて法務省人権擁護局付に充てる かねて法務総合研究所教官に充てる		
						法 制 審 議 会 幹 事 に 併 任 す る		
						大蔵事務官（国税庁調査监察部）の併任を解除する	法 務 省	法 務 省
						中華人民共和国へ出張を命ずる	國 稅 廳	國 稅 廳
						出張期間は昭和六二年三月一七日から同月二六日までとする		
						法務大臣官房参事官に充てる		
						法務省刑事局総務課国際犯罪対策室長に充てることを解く 法務省人権擁護局付に充てることを解く 法務総合研究所教官に充てることを解く 法務審議会幹事の併任を解除する		
						東京高等検察庁検事に配置換する 法務省刑事局刑事課長に充てる 法務審議会幹事に併任する	法 務 省	法 務 省
						平成二年度司法試験（第二次試験）考査委員に併任する		
						併任の期間は平成二年一二月三一日までとする		
						"		

松尾邦弘

5 丁	法務省			松尾邦弘
	年	月	日	
	平成二年五月	一一	平成二年度司法試験（第二次試験）考查委員の併任を解除する	法務省
	一〇二五年	一〇	副検事選考審査会予備委員に併任する	〃
	三四年	三	法務省刑事局総務課長に充てる	〃
	四五年	四	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二五条による合同委員会の補助機関たる刑事裁判管轄権分科委員会日本代表を委嘱する	外務省
	五一年五月	五	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	最高裁判所
	一九二〇年三月	一九二〇	併任の期間は平成三年一二月三一日までとする 最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会幹事に任命する 法制審議会幹事に併任する	法務省
	四年三月	四	法務大臣官房人事課長に充てる 法務省人事管理官を命ずる	法務省
	四年六月	四	法務省共済組合運営審議会委員を命ずる 任期は平成四年六月三〇日までとする	法務省
	四年六月	四	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二五条による合同委員会の補助機関たる刑事裁判管轄権分科委員会日本代表を委嘱する	最高裁判所

6. 丁

法務省										年 月 日	事項	松尾邦弘
平成四	平成四											
〃	六	〃	五	〃	〃	五	一	副検事選考審査会予備委員の併任を解除する	〃	法務省	外務省	
〃	一	六	一	七	一	一	一	司法修習生考試委員会委員を委嘱する	〃	最高裁判所	最高裁判所	
四	一	一	二八	二八	二八	二八	二八	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会幹事を免ずる	〃	最高裁判所	最高裁判所	
			一	一	一	一	一	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	〃	法務省	外務省	
			二二	二二	二二	二二	二二	併任の期間は平成四年一二月三一日までとする	法務省	外務省	外務省	
								併任の期間は平成四年一二月三一日までとする	法務省	外務省	外務省	
								法務省共済組合運営審議会委員を命ぜる	法務省	外務省	外務省	
								平成五年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する	法務省	外務省	外務省	
								併任の期間は平成五年一二月三一日までとする	法務省	外務省	外務省	
								検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	法務省	外務省	外務省	
								併任の期間は平成五年一二月三一日までとする	法務省	外務省	外務省	
								公証人審査会委員に併任する	法務省	外務省	外務省	
								平成六年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する	法務省	外務省	外務省	

7 丁		法務省		年	月	日	事項	法務省	松尾邦弘
		平成六	六	一	併任の期間は平成六年一二月三一日までとする				
		二	八	二	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する				
		二	一	一	併任の期間は平成六年一二月三一日までとする				
		一〇	六	一四	法務省共済組合運営審議会委員を命ずる				
		二	五	一四	任期は平成八年六月三〇日までとする				
		二	一	一〇	最高検察庁検事に配置換する				
		二	一	一	法務大臣官房人事課長に充てる				
		四	七	一四	平成七年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する				
		二	五	一四	併任の期間は平成七年一二月三一日までとする				
		二	一	一	司法修習生考試委員会委員を委嘱する				
		一〇	一	一	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する				
		二	一	一	併任の期間は平成七年一二月三一日までとする				
		二	一	一	公証人審査会委員に併任する				
		四	八	二	平成八年度司法試験（第二次試験）考查委員に併任する				
		二	一	一	併任の期間は平成八年一二月三一日までとする				
		一〇	一	一〇	松山地方検察庁検事正に配置換する				
		二	一	一	法務省人事管理官を免ずる				
		三三	平成八年度司法試験（第二次試験）考查委員の併任を解除する						

松尾邦弘

8丁		法務省		年	月	日	事項	法務省
		平成八	一	三一	一一	一二	法務省共済組合運営審議会委員を免ずる	法務省
			二	一	二	三	公証人審査会委員の併任を解除する	"
			五	五	二二	三	司法修習生考試委員会委員の委嘱を解く	最高裁判所
			九	九	二二	三	東京地方検察庁検事に配置換する	最高裁判所
		一〇	一	一七	東京地方検察庁次席検事を命ずる			
		一〇	四	一四	法制審議会刑事法部会委員に併任する			
		一〇	三	二四	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する	最高裁判所		
		一〇	二	二四	最高検察庁検事に配置換する			
		一〇	一	二四	中華人民共和国へ出張を命ずる			
		一〇	一	二四	出張期間は平成一〇年五月四日から同月八日までとする			
		一九	一八	二三	法務省刑事局長に充てる			
		一九	一九	二三	検察官特別考試審査会委員に併任する			
		一九	一九	二三	副檢事選考審査会委員に併任する			
		一九	一九	二三	法制審議会刑事法部会委員に併任する			
		一九	一九	二三	法制審議会少年法部会委員に併任する			
		一九	一九	二三	法制審議会幹事に併任する			

9 丁		省務法		年月日		事項		松尾邦弘	
年	月	日	項	名					
平成一〇	七	二一	司法修習生考試委員会委員を委嘱する					最高裁判所	最高裁判所
"	八	二二	第一四三回國会政府委員を命ずる					閣	閣
"	二六	二六	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する					内	内
"	二八	二八	動物保護審議会幹事に任命する					内	内
"	二九	五	青少年問題審議会幹事に任命する					内	内
"	二八	大韓民国へ出張を命ずる	出張期間は平成一〇年一一月一一日から同月一三日までとする	法務省	法務省	内閣	内閣	内閣	内閣
"	二七	二七	第一四四回国会政府委員を命ずる	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
"	二一	二一	第一四五回國会政府委員を命ずる	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
"	一九	一一	自然環境保全審議会幹事に任命する	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
"	一二	一二	法務事務次官に任命する	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
"	二四	二四	倫理監督官を命ずる	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
"	二八	二八	司法試験管理委員会委員長に併任する	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
"	一	一	中央省庁等改革推進本部幹事に任命する	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
"	二	二	国会等移転審議会幹事に任命する	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
"	一六	一六	法制審議会委員に併任する	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
"			司法修習生考試委員会委員の委嘱を解く	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
最高裁判所			司法修習生考試委員会委員の委嘱を解く	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣

10 丁

		法務省		年	月	日	事項	内閣	松尾邦弘
		平成一二	一二	二五	高齢社会対策会議幹事に任命する				
		一一	一	一	消費者保護会議幹事に任命する				
		二七	二七	中央交通安全対策会議幹事に任命する					
		一	五	消費者保護会議幹事を免ずる					
		平成一三年一月五日限りをもつて法制審議会委員の併任は終了した							
		平成一三年一月五日限りをもつて検察官特別考試審査会委員の併任は終了した							
		六	六	中央交通安全対策会議幹事を免ずる					
		一一	一一	中央交通安全対策会議幹事に任命する					
		三	二二	独立行政法人土木研究所設立委員に任命する					
		二二	二二	独立行政法人建築研究所設立委員に任命する					
		独立行政法人交通安全管理研究所設立委員に任命する							
		独立行政法人海上技術安全環境研究所設立委員に任命する							
		独立行政法人港湾技術研究所設立委員に任命する							
		独立行政法人電子航法研究所設立委員に任命する							
		独立行政法人北海道開発土木研究所設立委員に任命する							

法務省											年	月	日	事項	松尾邦弘					
11	丁	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃										
九	八	〃	〃	六	五	二	〃	〃	〃	〃	平成二十三年四月二日	独立行政法人海技大学校設立委員に任命する	独立行政法人航空大学校設立委員に任命する	独立行政法人海員学校設立委員に任命する	独立行政法人海員学校設立委員に任命する	国土交通省				
一	一	一七	一四	一一	一〇	八	〃	〃	〃	〃	一四年一月一八日	高齢社会対策会議幹事に任命する	公害対策会議幹事に任命する	消費者保護会議幹事に任命する	内閣	環境省				
											一四年一月二二日	中央省庁等改革推進本部幹事を免ずる	次長検事に任命する	倫理監督官を免ずる	〃	閣				
											一四年一月二八日	簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する	司法修習生考試委員会委員を委嘱する	法制審議会委員に併任する	法務省	最高裁判所				
											一四年一月一七日	最高裁判所一般規則制定諮詢委員会委員に任命する	最高検察庁刑事部長事務取扱を命ずる	最高検察庁公判部長事務取扱を命ずる	最高検察庁刑事部長事務取扱を命ずる	最高検察庁公判部長事務取扱を免ずる	最高検察庁公判部長事務取扱を免ずる	最高検察庁公判部長事務取扱を免ずる	最高検察庁公判部長事務取扱を免ずる	最高検察庁

12 丁

年	月	日	事項	内閣	松尾邦弘
平成十五年九月二十九日			検事長に任命する		
"	"	"	東京高等検察庁検事長に補する		
"	"	"	司法修習生考試委員会委員の委嘱を解く		
"	"	"	最高裁判所一般規則制定諮詢委員会委員を免ずる		
"	"	"	法制審議会委員の併任を解除する		
			法務省	最高裁判所	法務省